

- ・納付書の記載方法等に関する検討状況
- ・ (別紙) 一括伝送事前取決め事項

地方税共同機構



# 納付書の記載方法等に関する検討状況について

- 第1回QRコード活用検討会において、納税者への分かりやすさ等の観点から、QRコード下部に、「地方税統一QRコードを示す文言の記載」や「記載文言の統一」を検討すべきとのご意見をいただいた。
- 納付書に記載することとしている「案件特定キー」等の記載文言や、納税者視点でその納付書が共通納税に対応していることをより容易に識別できる方法として、何らかのマークを付すことも有効と考え併せて検討を行った。
- 案件特定キー等の納付書への記載場所については、地方団体へのアンケートの結果、多くの団体で「MPN標準帳票」又は「MPN標準帳票に準拠した帳票(以下「MPN準拠帳票」という。)」が納付書として使用されていることが判明したため、これを踏まえ検討を行った。
  - ▶ 基幹税務システムの標準化に関する議論においても、MPN標準帳票に対応した納付書レイアウトの検討が行われている。
  - ▶ MPN標準帳票、MPN準拠帳票には、既にMPN用の収納機関番号等の記載欄があるためこれを活用することが便宜と考えられる。
- これらの具体的な検討結果についてご提示をさせていただく。



## 【案件特定キー等の記載場所】

帳票の種類	記載場所			
MDN/無海帳面	・「MPN標準帳票」のレイアウトにおける「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」及び「納付区分」の欄に、 案件特定キー等を記載する。			
MPN標準帳票	・地方団体が任意に採番する案件特定キー及び確認番号については、MPN用の納付番号及び確認番号と共 通のものとして当該地方団体において採番する。			
MPN準拠帳票	PN準拠帳票 ・「MPN準拠帳票」のレイアウトにおける「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」及び「納付区分」の欄に、 案件特定キー等を記載する。			
その他の帳票	の他の帳票 ・納入済通知書片の任意の場所に記載する。			

## 【MPN標準帳票・MPN準拠帳票への記載イメージ】

この領域に記載する方法を標準の記載方法とする。

- ○「収納機関番号」の欄 ⇒ 地方公共団体コード※
- ○「納付番号 |の欄
- ⇒ 案件特定キー
- ○「確認番号」の欄
- ⇒ 確認番号
- ○「納付区分」の欄
- ⇒ 税目·料金番号

※地方公共団体コードとMPNの収納機関番号が異なっている場合には、MPNの収納機関番号を記載する(MPNの収納機関番号を共通納税用に利用する)。

- ※「MPN標準帳票」のイメージを使用している。
- ※「MPN準拠帳票」の場合は、ペイジーマーク及び払込ID 番号・番号枠の表示不可



## 地方税統一QRコード格納項目「団体番号」の内容の再定義について



- 地方税統一QRコードの格納項目のうち「団体番号」は、地方団体を一意に特定する項目として「地方公共団体コード」をその内容としていたところ。
- 前頁のとおり、MPN標準帳票を使用する場合には、MPNの収納機関番号を共通納税のために使用することができることとする。
- これを踏まえ、「団体番号」の内容について、「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただく。

### 【各コード等の概要】

コード等	説明					
地方公共団体コード	・全国の地方団体を一意に特定するものとして割り振られる。 ・一の地方団体につき1つのコードが割り振られる。 ・「情報部5桁」と「チェックデジット1桁」の計6桁で構成される。 ・管理者は、総務省である。					
MPN収納機関番号	PNに参加する収納機関を一意に特定するものとして割り振られる。 「則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、一の地方団体につき複数のコードの取得が可能な め異なる番号が割り振られている場合がある。 理者は、MPNである。					
共通納税機関コード	<ul> <li>・共通納税システムに参加する地方団体の機関を一意に特定するものとして新たに割り振る。</li> <li>・原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、MPN収納機関番号を取得している場合はそちらを優先する。</li> <li>・管理者は、地方税共同機構となる。</li> </ul>					

#### 【運用イメージ】

団体 名称	部局	地方公共団体コード	MPN収納 機関番号	共通納税機関コード	特記事項 ····································
A県	税部局	13800	-	13800	・A県税部局は、MPN収納機関番号を取得していない。 ・共通納税機関コードは、地方公共団体コードを利用するため、「13800」 なる。
	X部局	13800	-	-	
B県	税部局	13900	13901	13901	・B県税部局は、MPN収納機関番号を取得している。
	Y部局	13900	13902	-	・共通納税機関コードは、MPN収納機関番号を優先するため、「13901」と なる。



## 地方税統一QRコード格納項目

地方税統一QRコードには、納付時に活用するもの(納付画面における案件確認等)、納付情報をeLTAXを経由して 地方団体に送付するために必要なもの、地方団体における消込みに必要なものを盛り込んだ上で、将来的な拡張性も 考慮し、次の項目を格納する。

項番	項目	文字種		桁数	内容		
01	仕様バージョン(JPQR関係)	半角数字		2	"01"を設定		
02	静的・動的フラグ(JPQR関係)	半角数字		2	"12"(動的/請求書払い)を設定		
03	宛先情報(JPQR関係)	半角数字		5	地方税共同機構識別符号"13800"		
04-1	チェックディジット	半角数字		2			
04-2	地方税共同機構の口座番号	半角数字		11	便宜的にALLOを設定		
				11	今回納付額合計		
• 内 灾	・内容を「地方公共団体コード」から 手数料の負担者を識別する項目。"2"(加入者負担)を設定						
	, , , , , ,	· -		5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号 "13800"		
一共通	「共通納税機関コード」に再定義させ 1 領収書への印紙の要否を識別する項目。"0"(不要)を設定						
ていた	<b>キギ</b> く			3	<b>覚目を識別するための税目・料金番号</b>		
C ( .)(	_/_ \_			5	便宜的にALL0を設定		
04-9	<b>ナエソフティンンド</b>	干丹級工		2			
04-10	案件特定キー	半角数字		20	地方団体が付番する案件特定キー番号		
04-11	確認番号	半角数字		6	地方団体が付番する確認番号		
04-12	eLTAX利用領域	半角数字		1	"0"を設定		
04-13	団体番号	半角数字		5	地方公共団体コード		
04-14	税務事務所コード	半角数字		3	税務事務所コード		
04-15	拡張領域	半角数字		7	便宜的にALL0を設定		
05	課税年度	半角数字		4	当該納付案件の課税年度 (西暦4桁)		
06	対象年度	半角数字		4	当該納付案件の対象年度 (西暦4桁)		
07	期別	半角数字		2	01=1期、02=2期、・・・		
08	納期限	半角数字		8	当該納付案件の納期限 YYYYMMDD		
09	支払期限	半角数字		8	QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD		
10	拡張領域	半角数字		85	便宜的にALL0を設定		
11	11 チェックディジット(JPQR関係) 半打			5			
<b>※</b> 04−1	※ 04-1から04-15までは、MPN一括伝送方式で使用される83桁のルールに準拠している。						



項目	文言(読み)	記載方法等		
	・eL-QR (えるきゅーあーる)	<ul><li>・納付書にQRコードを記載する際に、その下部、上部や左右余白等に記載する。</li><li>・納付書の余白が限られるため、記載は任意とする。</li></ul>		
「地方税統一QRコード」を示す文言	eL-QR	・刷色及び文字フォントは任意とする。 ※文言記載の際に、各帳票において定められる余白を確保し、「eL-Q R」表示とQRコードが重ならないように留意のこと。 ※QRコード自体は、済通片(又は済通片に相当する箇所)へ記載する (全ての納付書において済通片への記載で統一する)。		
	・eL番号 (えるばんごう)	<ul><li>・納付書に案件特定キー等を記載する際に、その先頭に記載する</li><li>・済通片への記載を必須とし、原符片及び領収書片への記載は任意とする。</li></ul>		
「納付書を特定するキー情報」を示す文言	eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123	・刷色及び文字フォントは任意とする。  ※「eL番号」に続けて、「共通納税機関コード」-「案件特定キー」-「確認番号」-「税目料金番号」の順番に記載する。  ※「MPN標準帳票」及び「MPN準拠帳票」の済通片においてはMPNの納付番号欄等へ記載することから、「eL番号」の記載は不要とする。  ※イメージに記載した改行場所は例示(改行する桁数は任意)		
	・eLマーク (えるまーく)	<ul><li>・共通納税対応の納付書を示すものとして、済通片のタイトル部分に 記載する。</li><li>・原則として記載を必須とするが、既に納品済の帳票等で記載困難な 場合は任意とする。</li></ul>		
「共通納税対応納付書」を示すマーク	el el el	・刷色は任意とする。 ・印刷時のサイズは任意とし、納税者が識別可能な範囲で調整する。 ※記載の際に、各帳票において定められる余白を確保するように留意のこと。 ※このマークを識別子の1つとしてヘルプデスクで納税者への案内や問い合わせ対応等を行うことを想定している。		